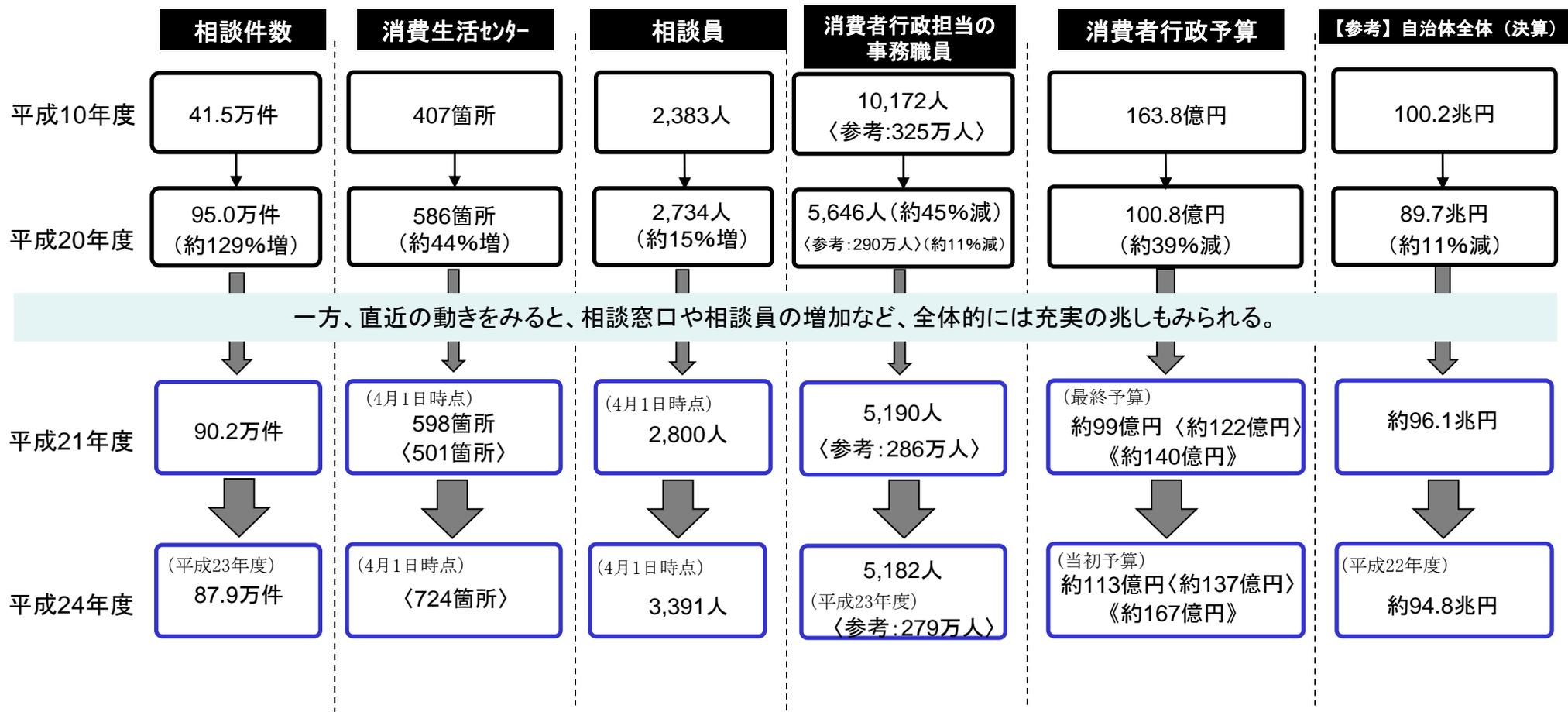


地方消費者行政の充実・強化について

平成25年3月28日 地方協力課

推進体制・予算の推移

- 消費者庁設立までの10年間で相談件数は2倍以上増加した一方で、消費生活センターや相談員数など体制整備は十分に追いついてこなかった。
- 加えて、地方自治体の消費者行政予算は大幅な減少を示してきた。これを、地方自治体全体の予算と比較しても、減少幅は大きく、厳しい予算削減の動きの中、相対的に消費者行政に「しわよせ」されていることが伺える。



(注) 週4日以上開設しているセンター数。

〈 〉内の数値は、消費者安全法上の基準（週4日以上開所、相談員配置等）を満たすセンター数。

(注) 消費者行政本課及び

消費生活センターに配属されている職員数。

〈 34 〉内の数値は、自治体全体の職員数。

(注) 消費者行政本課及び消費生活センターにおける予算。

〈 〉内の数値は、消費者行政本課及び消費生活センター以外の部署における消費者行政予算を含めた予算。

《 》内の数値は、基金を合計した予算。